## 行政文書公開拒否決定通知書

平成25年11月7日

野村 一也 様

神奈川県警察本部長

平成25年10月25日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開を拒みませるよう。 なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60 日以内に神奈川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを 知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴え を提起することもできます。

上記の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

公開請求に係る 行政文書の内容	首都高および高速道路から送られ、交通管制センターが受け取る超音波車両 感知器のデータの仕様。
公開を拒む理由	神奈川県情報公開条例第 条第 項第 号該当 (理由) 公開請求に係る首都高及び高速道路から送られてきている超音波車両感知器のデータについては、職務上取得していない上、実施機関において蓄積しておらず保管も管理もしていないため、神奈川県情報公開条例第3条に規定する行政文書には該当しないことから公開できません。
時限性公開	上に示した公開することができない理由のうち、 については、 年 月 日以降であればその理由がなくなりますので、 同日以後に改めて公開請求をしてください。
事務担当課室	交通部 交通規制課 電話番号 045-211-1212 内線 5187

備考 「時限性公開」の欄は、公開請求に係る行政文書の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。